

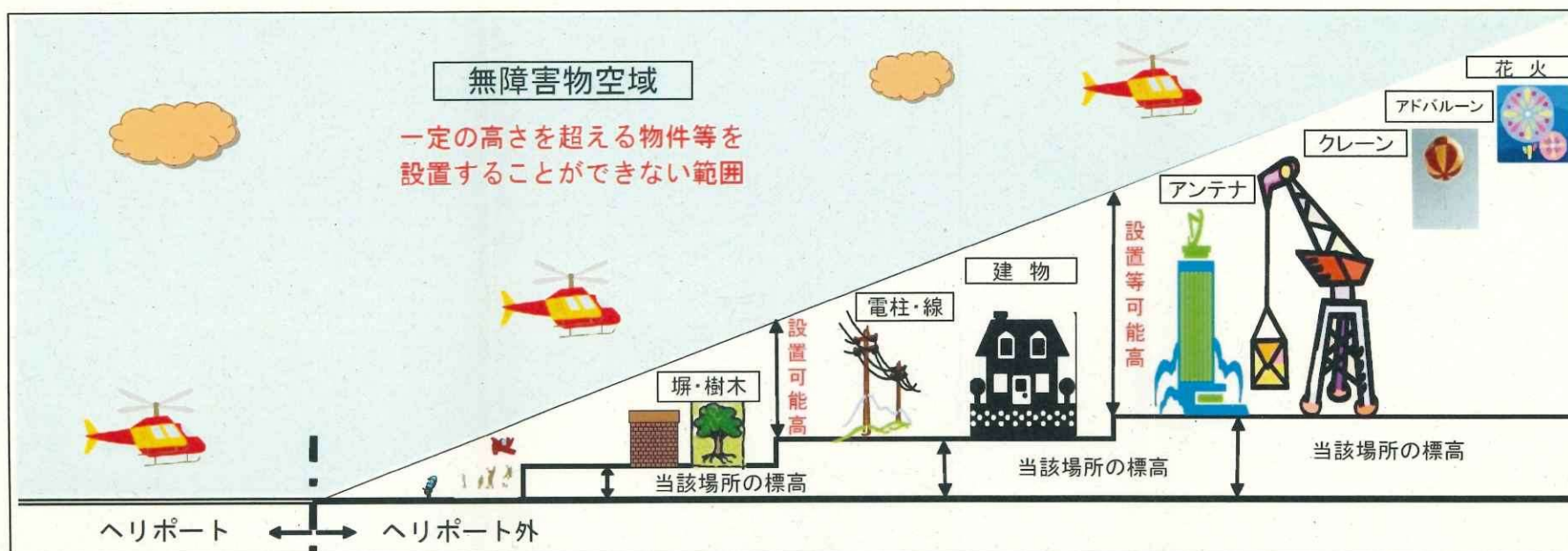
奈良県ヘリポート周辺における高さ制限のお知らせとお願い

ヘリポート周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があります、一定の高さを超える物件等を設置することができません。このため、「航空法」により各空港に制限表面を設定し、その制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。なお、制限表面の範囲など不明な事項については、下記担当窓口までお問い合わせください。

(参考)

物件等の中には、建築物はもとより、クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーン、アジアンタナ、打ち上げ花火などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。

○航空法による制限表面のイメージ

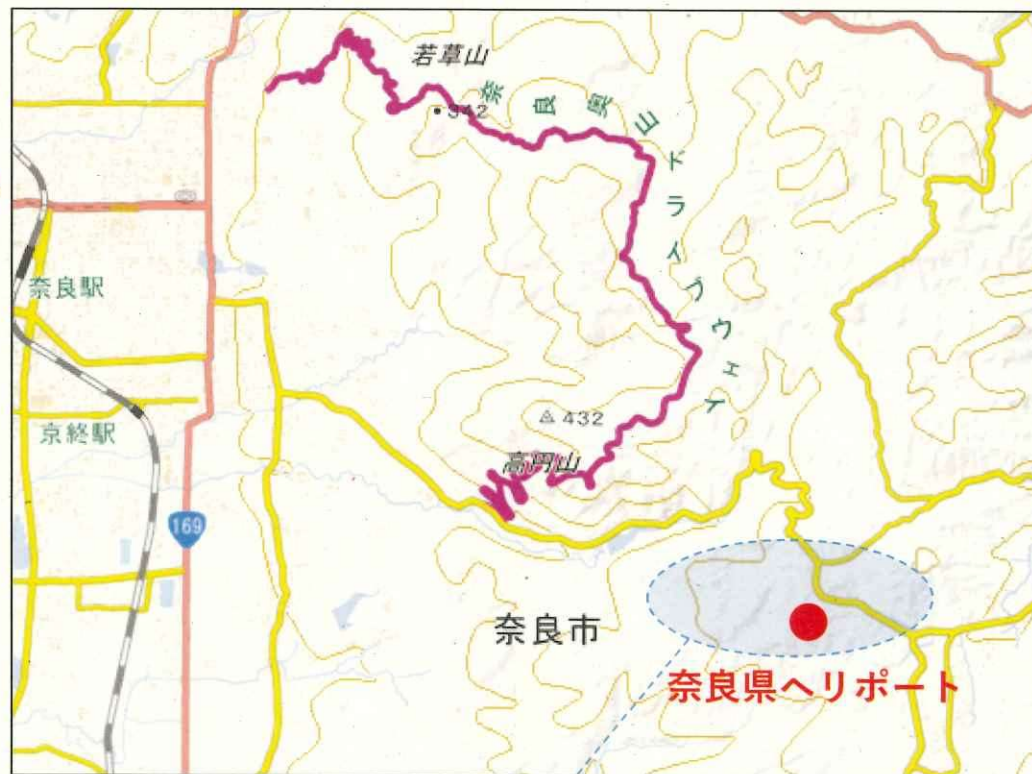


お問い合わせ先

奈良県 リニア・地域交通課

TEL : 0742-27-8102 FAX : 0742-27-3511

奈良県ヘリポート位置図（奈良市矢田原町2446）



対象区域内で物件の設置等を計画される場合は、高さ制限を突出するか否かの確認をさせていただきますので、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

今後も、航空の安全確保を図っていくため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

制限表面の位置の詳細は、お問い合わせください。

お問い合わせ先
奈良県 リニア・地域交通課
TEL : 0742-27-8102 FAX : 0742-27-3511

奈良県ヘリポート制限表面の概要

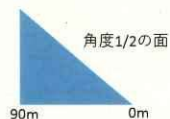
【進入表面】



**制限高：着陸帯端から1,000mまで、
角度1/8の面**

例) 着陸帯端から距離400mのラインにおいては、
 $400 \times 1/8 = 50$ 。
 物件の高さが50mに達さないこと（物件の所在地の
 標高が、ヘリポートの標高（453.5m）と等しい
 場合）。

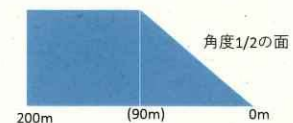
【転移表面】



**制限高：着陸帯端から90mまで、
角度1/2の面**

例) 着陸帯端から距離90mのラインにおいては、
 $90 \times 1/2 = 45$ 。
 物件の高さが20mに達さないこと（物件の所在地の
 標高が、ヘリポートの標高（453.5m）と等しい
 場合）

【水平表面】



**制限高：標点から垂直上方45m(角度1/2)の
点を中心とした半径200mの円周**

例) 滑走路北端から距離90mのラインにおいては、
 $90 \times 1/2 = 45$
 物件の高さが45mに達さないこと（物件の所在地の
 標高が、ヘリポートの標高（453.5m）と等しい
 場合）

